

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設(事業権(仮称)の事業期間以内での償却可能化)
2	要望の内容	<p>現在、公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対してインフラ等の事業権(事業運営に関する権利)を長期間に渡って付与するコンセッション方式の導入を検討中であるが、PFI法※第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業において、民間事業者に事業権を付与する場合に、当該事業権を事業期間以内で償却できるよう要望するもの。</p> <p>※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (新設)</p>
3	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	初
6	適用又は延長期間	無期限
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新成長戦略において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある」「PFI制度にコンセッション方式(※)を導入し、…あわせて、…民間資金導入のための制度整備…など、PFI制度の拡充を2011年に行う」「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す」とされている。</p> <p>(※)公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権(事業運営・開発に関する権利)を長期間にわたって民間に付与する方式。</p> <p>民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」において、「民間のリスクと経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る」とされている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 民間資金等活用事業推進委員会 中間的とりまとめ(平成22年5月25日)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策分野 経済財政政策</p> <p>○政策 経済財政政策の推進</p> <p>○施策 民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○民間資金等活用事業推進委員会 中間的とりまとめ(平成22年5月25日)</p> <p>2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大を目指す。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 PFI事業の事業費</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 幅広い投資家の参加を促す要素を組み込んだ、新たな制度を構築することで、PFIの活用が飛躍的に進む。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成 23 年度 2件
		② 減収額	コンセッション方式を導入し、民間のビジネス機会の増大を図れば、法人税・所得税の増収が図られる(地方公共団体等が実施していた事業をコンセッション方式で民間事業者が発注した場合には増収となる)。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) 幅広い投資家の参加を促す要素を組み込んだ、新たな制度を構築することで、PFIの活用が飛躍的に進む。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) 2020 年までの次の 11 年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 99 年末～09 年末(11 年間)のPFI事業規模(累計)は、約 4.7 兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) コンセッション方式を活用する民間事業者においては、事業権(仮称)に大きな投資を行うため、償却可能としなければコンセッション方式の普及が図れない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) コンセッション方式を導入し、民間のビジネス機会の増大を図れば、法人税・所得税の増収が図られる(地方公共団体等が実施していた事業をコンセッション方式で民間事業者が発注した場合には増収となる)。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	コンセッション方式を活用する PFI 事業を行う民間事業者においては、事業権(仮称)に大きな投資を行うため、事業権を償却可能とすることはコンセッション方式の普及を図るために的確かつ必要。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を図るとともに、経済成長や雇用創出等に資するため、コンセッション方式の導入やインフラファンドの形成促進等を支援する。</p> <p>予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なPFI事業が創生され、財政負担の軽減に資する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—